

(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十条 旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第三項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の九十三の三の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同項に規定する個別部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の九十三の四(第三項及び第九項を除く。)の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において同項に規定する特定外国法人から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項及び第九項の規定は、連結法人が平成二十二年十月一日以後に取得(適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。)をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

6 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第六項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第二号の項中「第六十八条の九十二第六項第二号」とあるのは、「第六十八条の九十二第六項第二号及び第三号」とする。

7 旧法第六十八条の九十三の八第一項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額(連結法人

の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第六十八条の九十三の第四十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該連結法人の同号イに規定する配当連結事業年度（以下この項において「配当連結事業年度」という。）に対応する部分の金額又は旧法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額（同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧法第六十八条の九十二第三項の規定により旧法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税済留保金額とみなされたものを含むものとし、当該連結法人の有する当該特定外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該連結法人の同号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度（以下この項において「前二年以内の各連結事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該連結法人の個別課税対象留保金額又は個別課税済留保金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当連結事業年度又は前二年以内の各連結事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第七項から第十項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第六十条第四項の規定により平成二十一年改正法第五条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

8| 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは、「合併前十年内事業年度」と、「合併等前二年内事業年度」とあるのは「合併前二年内事業年度」とする。

9| 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十八条の九十二第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「特定外国子会社等の直接保有の株式等の数」と、「間接保有の株式等の数」とあるのは「外国法人の間接保有の株式等の数」と、同表第六十八条の九十二第七項の項中「分割等前十年

「内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度」と

「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」とする。

10 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十八條の九十三の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十八條の九十二第六項第二号の項中「第六十八條の九十二第六項第二号」とあるのは、「第六十八條の九十二第六項第三号」とする。

（連結法人の特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第二百一十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前にされた旧租税特別措置法第六十八條の九十六の二第一項に規定する指定の有効期間内に支出する同項に規定する特定地域雇用会社に対する同項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

（連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第二百一十二條 新租税特別措置法第六十八條の百二の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第二百一十三條 新租税特別措置法第六十八條の百九の二の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第二百一十四條 新租税特別措置法第六十九條の四の規定は、施行日以後に相続又は遺

贈により取得をする同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2| 平成二十二年一月一日前に旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

3| 新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十二年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた者に係る新租税特別措置法第七十条の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十三年十二月三十一日」とあるのは「同年十二月三十一日」と、「住宅資金非課税限度額」とあるのは「千五百万円」と、「この項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項」と、同条第六項第四号中「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」とあるのは「千五百万円」とし、同条第二項第六号の規定は、適用しない。

4| 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により旧租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする同項第一号に規定する特定受贈者が、同条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者の選択により、同条の規定を適用することができる。

5| 旧租税特別措置法第七十条の三の二第一項に規定する特定受贈者が平成二十二年一月一日前に贈与により取得をした同項に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

6| 新租税特別措置法第七十条の七、第七十条の七の二及び第七十条の七の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式会社等（新租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例受贈非上場株式会社等を含む。）に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式会社等（旧租税特別措置法第七十条の七の三第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する

特例受贈非上場株式等を含む。）に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

7 正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十条の二第四項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二百二十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合若しくは同条第四項の規定により同項の特定受贈者が同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二の規定の適用を選択した場合における同条第四項」とする。

8 正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十条の三の二第三項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第二百二十四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の二第三項」とする。

9 正当な理由がなくて所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項又は第七十条の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかった者に対する新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項若しくは第七十条の三の四第三項」とする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二百二十五条 旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が、施行日前に同項に規定する農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 2| 旧租税特別措置法第七十六条第二項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人が、施行日前に同項の農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 3| 漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 4| 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 5| 施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 6| 農林中央金庫が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 7| 旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する合併により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 8| 新租税特別措置法第八十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合又は指名金銭債権を取得する場合における当該不動産の所有権又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合における当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 9| 新租税特別措置法第八十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免

許税については、なお従前の例による。

10| 新租税特別措置法第八十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11| 旧租税特別措置法第八十三条の四に規定する旅客鉄道事業者であつて同条に規定する鉄道事業再構築実施計画について施行日前に同条に規定する国土交通大臣の認定を受けた者が当該鉄道事業再構築実施計画に基づいて同条に規定する特定鉄道施設の取得をした場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(酒税の特例に関する経過措置)

第百二十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

2| 旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

(たばこ税の税率の特例に関する経過措置)

第百二十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十八条の規定(租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定(「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。))に限る。)の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経過措置)

第百二十八条 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十九条第十七項の規定の適用については、同項の表第八十九条の四第一項の項中「第八十九条の四第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十九条の四第二項」と、同表第九十条の二第一項の項中「第九十条の二第四項」と

あるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十条の二第二項」とする。

2 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十九条第二十五項又は第二十七項第一号の違反行為があったときの同条第二十五項から第二十七項までの規定の適用については、同条第二十五項中「十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金」とあるのは「五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金」と、同条第二十六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と、同条第二十七項中「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」とあるのは「十万円以下の罰金又は科料」とする。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第二百二十九条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第三百三十条 新租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する自動車検査証の交付等を受ける検査自動車に係る自動車重量税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車に係る自動車重量税については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第三百三十一条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

（被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を受けた場合の課税の特例）

第十一条 阪神・淡路大震災により自己の居住の用に供する家屋が滅失し、又は損壊した所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者で、その給与等又は退職手当等の支払をする者（以下この項において「使用者」という。）の法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しないもの（以下この条において「被災給与所得者等」という。）が、自己の居住の用に供する家屋（国内にあるもの

（被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を受けた場合の課税の特例）

第十一条 阪神・淡路大震災により自己の居住の用に供する家屋が滅失し、又は損壊した租税特別措置法第二十九条第一項に規定する給与所得者等（以下この条において「被災給与所得者等」という。）が、自己の居住の用に供する家屋（国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）の取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築（次項において「住宅の取得等」という。）に要する資金に充てるため、平成七年一月十七日から平成八年十二月三十一日までの間に同法

に限る。以下この項において同じ。）の取得又は自己の居住の用に供している家屋の増改築（次項において「住宅の取得等」という。）に要する資金に充てられたため、平成七年一月十七日から平成八年十二月三十一日までの間に使用者（勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する事業主団体を含む。次項において「使用者等」という。）から当該資金の貸付けを使用者である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。次項において「平成二十二年改正法」という。）附則第五十八条第二項又は第六項の規定の適用を受ける経済的利益の部分を除く。）については、所得税を課さない。

2 被災給与所得者等が、住宅の取得等に要する資金を平成七年一月十七日から平成八年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り受けた場合において、その利子に充てられた当該利子の全部又は一部に相当する金額をその者に係る使用者等から使用者である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額（平成二十二年改正法附則第五十八条第四項又は第六項の規定の適用を受ける金額に相当する金額を除く。）については、所得税を課さない。

3 省 略

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十二条 前条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十一条第一項の規定は、同項に規定する被災給与所得者等（以下この条において「被災給与所得者等」という。）が、同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で平成二十三年一月一日以後の期間に係るものについて適用し、被災給与所得者等が前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「旧震災特例法」という。）第十一条第一項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新震災特例法第十一条第二項の規定は、被災給与所得者等が、同項に規定する利子で平成二十三年一月一日以後に支払うべきものに充てたためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用者である地位に基づいて支払を受

第二十九条第一項に規定する使用者（同条第三項に規定する事業主団体を含む。次項において「使用者等」という。）から当該資金の貸付けを使用者である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益（同条第一項又は第三項の規定の適用を受ける経済的利益の部分を除く。）については、所得税を課さない。

2 被災給与所得者等が、住宅の取得等に要する資金を平成七年一月十七日から平成八年十二月三十一日までの間に租税特別措置法第二十九条第二項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り受けた場合において、その利子に充てられた当該利子の全部又は一部に相当する金額をその者に係る使用者等から使用者である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額（同項又は同条第三項の規定の適用を受ける金額を除く。）については、所得税を課さない。

3 同 上

ける場合における同項に規定するその支払を受けた金額について適用し、被災給与所得者等が、旧震災特例法第十一条第二項に規定する利子で同日前に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額を同項に規定する使用者等から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合における同項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

〔法人税法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第百三十三条 法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附 則

（退職給与引当金に関する経過措置）

第八条 法人が平成十五年三月三十一日以後最初に終了する事業年度又は連結事業年度（以下この条において「改正事業年度」という。）において分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立（新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行った場合（当該分社型分割等を施行日前に行った場合に限る。）には、当該分社型分割等の時までの間は、旧法人税法第五十四条（第二項及び第三項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

24 省 略

5 退職給与引当金勘定の金額を有する法人が、改正事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度において組織再編成（合併、分割又は現物出資をいい、施行日以後に行つたものに限る。以下この条において同じ。）を行つたことに伴い、その使用人が当該組織再編成に係る合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の業務に従事することとなつた場合において、当該法人が当該従事することとなつた使用人に退職給与を支給していないことその他の政令で定める要件に該当するときは、次の各号に掲げる組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める退職給与引当金勘定の金額は、当該合併法人等を引き継ぐものとする。

一 省 略

附 則

（退職給与引当金に関する経過措置）

第八条 法人が平成十五年三月三十一日以後最初に終了する事業年度又は連結事業年度（以下この条において「改正事業年度」という。）において分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立（新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。第五項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合（当該分社型分割等を施行日前に行った場合に限る。）には、当該分社型分割等の時までの間は、旧法人税法第五十四条（第二項及び第三項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

24 同 上

5 退職給与引当金勘定の金額を有する法人が、改正事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度において組織再編成（合併、分割、現物出資又は事後設立をいい、施行日以後に行つたものに限る。以下この条において同じ。）を行つたことに伴い、その使用人が当該組織再編成に係る合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）の業務に従事することとなつた場合において、当該法人が当該従事することとなつた使用人に退職給与を支給していないことその他の政令で定める要件に該当するときは、次の各号に掲げる組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める退職給与引当金勘定の金額は、当該合併法人等を引き継ぐものとする。

一 同 上

二 分割型分割 当該分割型分割の直前に有する退職給与引当金勘定の金額のうち当該分割型分割に係る分割承継法人の業務に従事することとなつた使用人に係る退職給与引当金勘定の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二 分割又は現物出資 当該分割又は現物出資の直前に有する退職給与引当金勘定の金額のうち当該分割又は現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人の業務に従事することとなった使用人に係る退職給与引当金勘定の金額として政令で定めるところにより計算した金額

6・7 省 略

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百三十四条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第八
条第五項の規定は、同項に規定する法人が平成二十二年十月一日以後に行う分割に
ついて適用し、前条の規定による改正前の法人税法等の一部を改正する法律附則第
八条第五項に規定する法人が同日前に行った分割及び事後設立（十月旧法人税法第
二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百三十五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を
次のように改正する。

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第九十七条 省 略

2 旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日前
に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に
算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力
を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の五十一第一項の規定
の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以
下この条において「平成十五年改正法」という。）第十二条の規定による改正前
の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第六十八条の五十一
第一項の規定の」と、「第六十八条の五十一第一項の規定に」とあるのは「旧法
第六十八条の五十一第一項の規定に」と、同条第三項中「第六十八条の五十一第
一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、「合併又は分割型分割
」とあるのは「合併」と、同項第一号中「適格現物出資又は適格事後設立」と
あるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割により無
償補修の全部又は一部を行わないこととなった場合」とあるのは「場合」と、「

三 分社型分割等 当該分社型分割等の直前に有する退職給与引当金勘定の金額
のうち当該分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立
法人の業務に従事することとなった使用人に係る退職給与引当金勘定の金額と
して政令で定めるところにより計算した金額

6・7 同 上

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第九十七条 同 上

2 旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日前
に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に
算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力
を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の五十一第一項の規定
の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以
下この条において「平成十五年改正法」という。）第十二条の規定による改正前
の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第六十八条の五十一
第一項の規定の」と、「第六十八条の五十一第一項の規定に」とあるのは「旧法
第六十八条の五十一第一項の規定に」と、同条第三項から第五項までの規定中「
第六十八条の五十一第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、
同条第八項中「第六十八条の五十一第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十
一第一項」と、「第六十八条の五十一第七項前段」とあるのは「平成十五年改正
法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第

第一項の規定の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第五十七条第一項の規定の」と、「第五十七条第一項の規定に」とあるのは「旧法第五十七条第一項の規定に」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）」とあるのは「金額」と、同項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」とあるのは「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」と、同条第七項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第八項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」と、同条第八項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）に」とあるのは「適格分割型分割に」と、「第五十七条第九項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第九項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百六条第二項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」とする。

第一項の規定の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第五十七条第一項の規定の」と、「第五十七条第一項の規定に」とあるのは「旧法第五十七条第一項の規定に」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、同条第七項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第八項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百六条第二項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」と、同条第八項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第九項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第九項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百六条第二項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」とする。

第百三十六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

（法人の準備金に関する経過措置）

第三十四条 省 略

2 旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する整備事業計画につき同項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた同項に規定する法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条（第十八項及び第十九項に係る部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
第一項第二号	省 略	省 略
第二項	除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により	除く。）により
	合併又は当該分割型分割	合併
第三項から第五項まで	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項
第六項	第六十八条の四十七第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項

附 則

（法人の準備金に関する経過措置）

第三十四条 同 上

2 旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する整備事業計画につき同項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた同項に規定する法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同 上	同 上	同 上
第三項から第八項まで	同 上	同 上

第十三項							第十二項	第十一項		第七項及び第八項	第六項第二号イ		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	第六十八條の四十七第一項	合併法人又は分割承継法人	合併又は分割型分割の日	適格現物出資又は適格事後設立
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	適格分割又は適格現物出資	又は被現物出資法人	適格分割又は適格現物出資	旧効力措置法第六十八條の四十七第一項	合併法人	合併の日	又は適格現物出資

同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第十七項			第十六項	第十五項			第十四項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

3
14 省略

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第四十八条 省略

2 旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画につき旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受け

第十九項		第十八項	同上			同上	同上			同上	
第五十六条第四項	第五十六条第一項	第六十八条の四十七第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
旧効力単体措置法第五十六条第四項	旧効力単体措置法第五十六条第一項	旧効力措置法第六十八条の四十七第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

3
14 同上

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第四十八条 同上

2 旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画につき旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受け

た旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十七（第八項（第四号に係る部分に限る。））、第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第五十六条第一項に	第一項 第五十六条第一項第一号	第一項 第五十六条第一項第一号	第一項 第五十六条第一項
所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第一項に	旧効力措置法第五十六条第一項第一号	又は適格現物出資	旧効力措置法第五十六条第一項

た旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八条の四十七の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第五十六条第一項に	第一項 第五十六条第一項第一号	第一項 第五十六条第一項第一号	第一項 第五十六条第一項
所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十六条第一項に	旧効力措置法第五十六条第一項第一号	旧効力措置法第五十六条第一項	旧効力措置法第五十六条第一項

第三項から第六項まで	同上	同上
------------	----	----

項から第五 項まで		第六項	第六項第二 号イ						第六項第三 号	第十項
		第五十六條第一項	、適格現物出資又は適格事後 設立	合併又は分割型分割の日	合併又は分割型分割	合併にあつてはその	以下この条	合併に、分割型分割にあつて はその分割型分割の日が連結 親法人事業年度開始の日であ る場合の当該分割型分割に、 それぞれ限る	合併法人又は分割承継法人	連結子法人の解散にあつては その解散の日
		旧効力措置法第五十六條第一 項	又は適格現物出資	合併の日	合併	合併にあつては、その	第十二項	合併に限る	合併法人	連結子法人の破産手続開始の 決定による解散にあつてはそ の破産手続開始の決定の日
										適格分社型分割、適格現物出 資又は適格事後設立
										、被現物出資法人又は被事後 又は被現物出資法人

第十五項		第十四項			第十三項		第十二項					第十一項	
省略	省略	省略	省略	省略	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	第五十六条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立	設立法人
省略	省略	省略	省略	省略	適格分割により	旧効力措置法第五十六条第一項	省略	省略	省略	省略	省略	適格分割又は適格現物出資	

同上	同上			第十三項	同上				
同上	同上	同上	同上	第五十六条第一項	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	旧効力措置法第五十六条第一項	同上	同上	同上	同上	同上

第十六項		
省略	省略	省略
省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上
第十七項	第五十六條第一項	同上	同上	同上	同上
第十八項	第六十八條の四十七第一項	同上	同上	同上	同上
第六十八條の四十七第四項	旧効力連結措置法第六十八條の四十七第一項	旧効力連結措置法第六十八條の四十七第一項	旧効力連結措置法第六十八條の四十七第一項	旧効力連結措置法第六十八條の四十七第一項	旧効力連結措置法第六十八條の四十七第一項